

熊本県における平成17(2005)年度の温室効果ガス排出量確定値について

県では、「熊本県環境基本計画」において、本県における温室効果ガス排出量の削減目標を、国の京都議定書目標達成計画を踏まえ、平成22(2010)年度までに温室効果ガスの総排出量(森林による二酸化炭素吸収を含む)を京都議定書の基準年である平成2(1990)年度から6%削減することとしています。

環境基本計画の進捗状況を管理し、効率的な対策に反映させるため、県全体の温室効果ガス排出量の把握を行っていますが、今般、平成17年度の本県における温室効果ガス排出量確定値について下記のとおり取りまとめました。

記

1 温室効果ガス総排出量について

熊本県における平成17年度の温室効果ガス^(注1)総排出量^(注2)は、12,337千トン(二酸化炭素換算)^(注3)で、京都議定書第3条の規定による基準年(平成2年度)の総排出量(11,145千トン)と比較した場合、10.7%増加^(注4)しています。また、前年度(平成16(2004)年度)総排出量(11,883千トン)と比較した場合、3.8%増加しています。

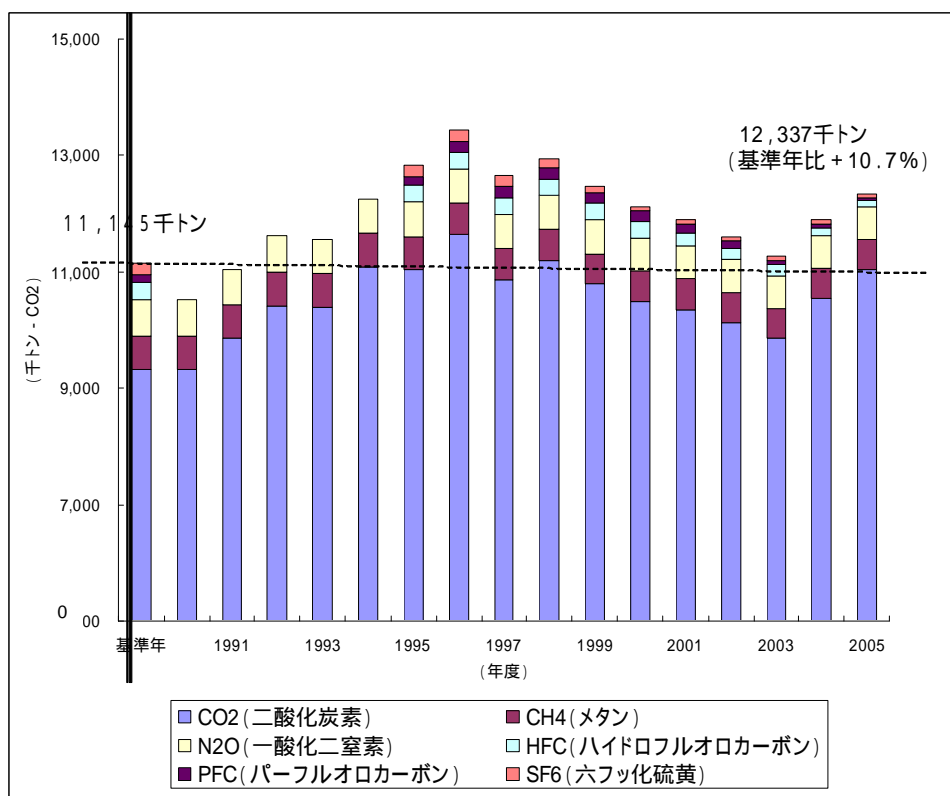
注1:温室効果ガスとは、平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で定められている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆))の6種類のガスのことです。これらのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。

注2:総排出量とは各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数(温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数)を乗じ、それらを合算したものです。

注3:温室効果ガス総排出量12,337千トン(二酸化炭素換算)を1年間で吸収するためには、熊本県の面積の約1.4倍の森林(20年スギ)が必要です。

注4:日本全体における平成17年度の温室効果ガスの総排出量は1,360,000千トン(二酸化炭素換算)で、基準年の総排出量(1,261,000千トン)と比較した場合、7.8%増加しています。また、直近の平成18(2006)年度の温室効果ガスの総排出量(速報値)は1,341,000千トン(二酸化炭素換算)で、基準年の総排出量と比較して6.4%上回っています。

【熊本県における温室効果ガス総排出量の推移】

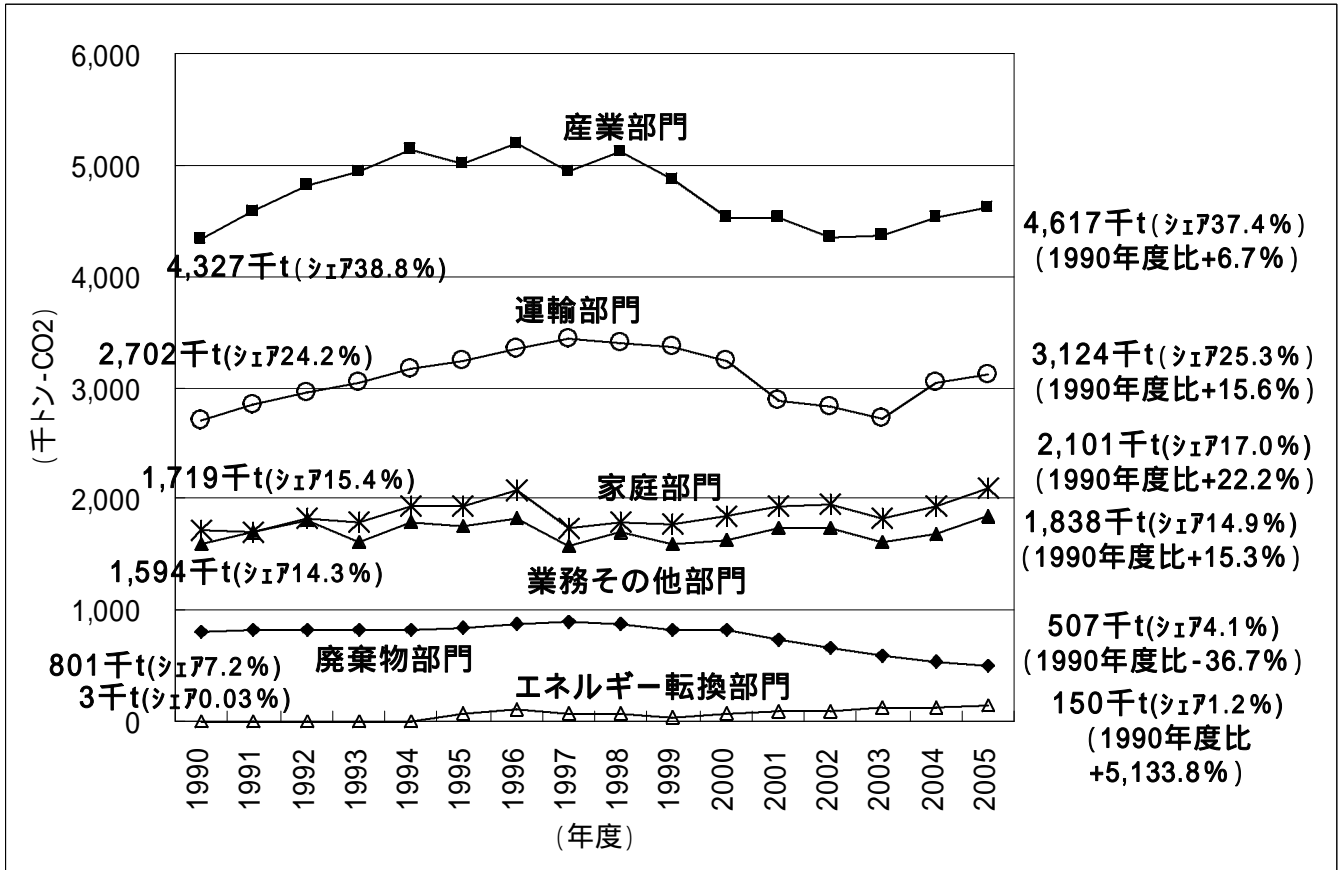


2 部門別の温室効果ガス排出量について

本県における基準年(平成2年度)と比較した部門別の伸び率を見ると、家庭部門の22.2%が最も大きく、次いで運輸部門の15.6%、業務その他部門の15.3%と続いています。

家庭部門においては、厳冬などにより、電力消費に伴う二酸化炭素排出量が大きく伸びたことによるところが大きいと考えられます。また、運輸部門の増加は自動車のガソリン使用量の増加が原因と考えられます。業務その他部門においても電力消費に伴う二酸化炭素排出量が増加しています。

【熊本県の部門別温室効果ガス排出量の推移】



(参考)

部門別の温室効果ガス排出量の算定方法について

環境省が平成19年3月に公表した「地球温暖化対策推進計画策定ガイドライン」に基づき算定するものです。

温室効果ガスを排出する活動(電気や燃料の使用、家畜、稲作、廃棄物の焼却、埋立処分等)の活動量に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定められている排出係数をかけて排出量を算定します。また、石油、石炭等の燃料は使用量を熱量に換算してから排出係数をかけて算定します。

温室効果ガスの排出量 = 活動量 × 排出係数(単位生産量等当たりの排出量)

CO2排出量(燃料の場合) = 燃料の使用量 × 単位発熱量 × 単位発熱量当たり排出量(排出係数) × 44/12(CO2換算)

【お問い合わせ先】

環境生活部環境政策課環境立県推進室
環境活動推進班
古閑、山口 内線(7320, 7321)
ダイヤル(096 - 333 - 2266)

【お問い合わせ先】(森林吸収量について)

農林水産部森林整備課森林計画班
平井、牧本 内線(5621)
ダイヤル(096 - 333 - 2434)